

答申第 1 4 8 号

(諮問第 1 6 9 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 5 月 22 日付けで行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 6 年 4 月 7 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

令和 5 年度第 4 回大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の次第及び会議録、添付資料

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、次の公文書を特定し、条例第 7 条第 1 号、第 2 号イ及び第 5 号に掲げる情報が記録されているとして、一部公開決定処分（以下「本件一部公開決定処分」という。）を行い、令和 6 年 5 月 22 日付けで審査請求人に通知した。

なお、本件一部公開決定処分における非公開部分及び非公開とした理由は別表のとおりである。

- (1) 令和 5 年度第 4 回大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会次第
- (2) 令和 5 年度第 4 回大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会議事録
- (3) 令和 5 年度第 4 回大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会添付資料

3 審査請求

審査請求人は、本件一部公開決定処分について、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 6 年 8 月 18 日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「審査請求に係る処分」に記載の処分を取り消し、個人に関する情報を除外した、全てを公開するように求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 大分県社会福祉審議会は原則公開とされており、児童福祉専門分科会里親部会の審議事項には個人情報が含まれているため、非公開とされている。大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会（以下「審議会」という。）での議論は、大分県の方針や施策に直接的な影響を与える重要なものであり、議事録には里親名などの個人情報が含まれていることがある。しかし、個人を特定できない部分については公開されるべきであると考えられる。

添付資料には機微な個人情報が含まれているが、「個人情報保護法」において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報である。個人を特定できない年齢、性別、居住地域（市町村）などの情報については、公開しても「個人情報保護法」や「要配慮個人情報」に抵触するものではない。

- (2) 児童養護施設名については、大分県庁のウェブサイトで確認できる情報である。里親登録申請を行った者には、中央児童相談所から施設名（当該法人等）や担当者氏名が書面で交付されており、周知された事実である。公開された情報を態々非公開とする理由は不明確である。

養親登録申請の際、実習先施設は別府市にある社会福祉法人栄光園のみが、大分県内で唯一の乳児院である。乳児院は独占状態であり、児童福祉施設では寡占状態にあり、競争上の地位や利益を脅かすものは他に存在しない。

- (3) 審議会自体が非公開であるため、何らかの不適切な事案が罷り通っても、外部から指摘されることはない。信頼失墜に直結する重大なミスも見逃されやすく、信頼性の低下を招く恐れがある。中央児童相談所が押し通した事案に対して、支援課が意図的に秘匿を図っている可能性がある。透明性が求められる中、後ろめたいところがないのであれば、児童相談所所長および支援課などの発言内容は公にされるべきである。透明かつ公正な審議が行われるためにも、これらの発言の公開は必要不可欠である。

「条例第7条第5号に該当する」としながら、支援課（児童相談所）が国や里親に対して二重基準を適用しているために公開できないのではないかと考える。

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の意義、性格について

児童福祉法施行令第29条では、里親の認定をするには、同法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならないとされている。また、大分県社会福祉審議会運営要領では、里親部会を設置し、里親の認定等に関

することを調査審議することとしている。本件対象公文書は、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の次第、里親の認定及びその他里親に関する事項等についての審議を行うにあたり参考とした資料、並びに審議内容を記録した議事録である。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性判断について

(1) 条例第7条第1号該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定し、同条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと規定している。

本件対象公文書の資料および議事録には、里親登録を希望する申請者および申請者親族の氏名、生年月日、職歴、健康状態、所得、印影、性別に関する記載や、診断書の添付がある。これらの情報は個人に関する情報である。さらに、住所、電話番号、居住市町村名、住居周辺にある教育施設名・距離、住居の間取り図、部屋数に関する記載があり、これらの情報はそれ自体として特定の個人を識別する情報ではないが、組み合わせることで個人を識別することが十分可能と考えられる。また、里親養育を志望するに至った理由や背景、養育に対する考え方に関する記載があり、これは個人の思想や背景にある家庭事情や健康事情を想起させるものであるため、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるものと考えられる。

以上のことから、今回非公開とした情報は条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するものと判断する。

(2) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号イでは、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと規定している。

本件対象公文書の資料には、里親認定前実習先として受け入れ、評価した施設の法人印影が記載されている。印影は法人の内部管理情報にあたるため、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

以上のことから、今回非公開とした情報は、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するものと判断する。

(3) 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号では、県の機関、国等の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと規定している。

本件対象公文書の資料および議事録には、県が里親申請者を調査した結果を総合した評価や、各委員の里親の登録可否についての見解、里親制度の運用にあたっての委員及び県の意見や考え方について記載されている。これらの情報を公開することで、第三者が委員や県の考え方に合致するように実態とはかけ離れた情報等を偽って申請したり、発言した委員や職員に対し不当な圧力等がかかり活発な意見が出にくくなるおそれがある。このことは事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。

以上のことから、今回非公開とした情報は、条例第7条第5号に規定する非公開情報に該当するものと判断する。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の意義、性格について

本来の意義としては、概ね支援課の記載されている通りであると考ええる。しかし、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会で審議した、諮っている等を謳い、里親に対し審議してもいないことを審議したと錯誤や誤認させるための手段として、支援課や大分県中央児童相談所が活用している。

中央児童相談所長の「年齢のみで判断していない」という主張には信憑性が欠けていると考えざるを得ない。それにもかかわらず、養親が公文書を確認する機会がないことを利用し、「審議会で諮っている」と強調することで、養親に対して里親委託の可否について誤解を与える手段として使われているのが現状である。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性判断について

(1) 大分県情報公開条例第7条第1号該当性について

「本件対象公文書の資料および議事録には、里親登録を希望する申請者および申請者親族の氏名、生年月日、職歴、健康状態、所得、印影、性別に関する記載や、診断書の添付がある。これらの情報は個人に関する情報である。さらに、住所、電話番号、居住市町村名、住居周辺にある教育施設名・距離、住居の間取り図、部屋数に関する記載があり、これらの情報はそれ自体として特定の個人を識別しうる情報ではないが、組み合わせることで個人を識別することが十分可能と考えられる。また、里親養育を志望するに至った理由や背景、養育に対する考え方に関する記載があり、これは個人の思想や背景にある家庭事情や健康事情を想起させるものであるため、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるものと考えられる。

以上のことから、今回非公開とした情報は条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するものと判断する。」と説明されている。該当性に疑義があるため、以下のように反論する。

1. 個人情報の定義に基づく非公開理由の妥当性について

個人情報保護法における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、氏名、生年月日、住所、顔写真などを含み、これらによって特定の個人を識別できる情報を指す。さらに、他の情報と組み合わせることで特定の個人を識別できるものも「個人情報」とされる。例えば、生年月日や電話番号はそれ単体では特定の個人を識別することはできないが、氏名などの他の情報と組み合わせることで個人を識別できるため、個人情報に該当することがある。一方、性別、年齢、市町村といった情報だけでは、特定の個人を識別するには不十分である。このような情報は個人を特定するための範囲に含まれないと解釈される。具体的には、これらの情報に加えて、名前や住所などの詳細な情報が組み合わせることで初めて個人を特定できるため、性別、年齢、市町村だけの情報では個人の特定に至らないと考えられる。しかし、すべての情報が非公開とされている現状は、支援課の情報公開におけるチェック体制に疑念を生じさせる。このような対応は、チェック体制の不備を示唆しており、非公開範囲の広さは非公開理由の妥当性や信憑性を欠いていると言わざるを得ない。結果として、支援課の判断は妥当ではないと判断する。

2. 情報公開における要配慮個人情報の範囲について

弁明書では「要配慮個人情報」について言及されていると推測される。「要配慮個人情報」とは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実のほか、身体障害・知的障害・精神障害などの障害があること、医師等により行われた健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、本人を被疑者又は被告人として逮捕等の刑事事件に関する手続が行われたこと、非行・保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたことの記述などが含まれる個人情報である。本件公文書ではほとんどが黒塗りとされ、精査が困難である。しかし、弁明書の記述の多くは、添付資料に含まれる要配慮個人情報の内容に関するものである。

本件公文書は、次第および会議録には、その内容には氏名と居住する市町村程度しか記載されていないと推察する。また、氏名のみを非公開とすれば特定の個人を識別することができないため、性別、年齢、居住する市町村程度の情報は公開しても問題ないと考えられる。

3. 支援課の対応に関する問題点について

支援課の対応にはいくつかの問題が指摘できる。まず、公文書の一部公開決定に際して期間延長の通知書を提示した理由として、「対象公文書が大量であり、機微な個人情報等を含むため、公開の可否を判断するのに日数を要する」としている。しかし、過去の公文書開示の際、〇〇市や〇〇市は開示されている一方で、〇〇市などは開示できない理由を明示していない点がある。

仮に〇〇市や〇〇市が個人を特定できないと判断して開示を行ったとすれば、その判断基準や手続きが他の自治体ではどのように異なるのか、説明が求められる。しかし、現在に至るまでその説明は行われていない。人的ミスによって公文書が公開された場合、対応に一カ月以上を要していることから対応が杜撰であるといえる。支援課がすべて非公開にすれば、よいとの安易な判断を行っている可能性を示唆している。

(2) 条例第7条第2号該当性について

「本件対象公文書の資料には、里親認定前実習先として受け入れ、評価した施設の法人印影が記載されている。印影は法人の内部管理情報にあたるため、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の管理、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

以上のことから、今回非公開とした情報は、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するものと判断する。」と主張について、以下の理由によりその「おそれ」は不存在と判断する。

1. 競争上の地位や利益に与える影響の非現実性

今回の条例第7条第2号該当性を論じるにあたり、書面の交付の際に県知事の印影が公開されることに対しては、異議を唱えないのでしょうか。同じ内容のことが想定できると思いますが、過去に印影を悪用した事例は、職員の不正使用であり、外部の者が印影を悪用することは難しいと考えられます。そのため、印影公開による不正利用のリスクは低いとみなされます。

同様に、本件対象法人が特定の福祉分野で限定的な役割を担っている場合、市場競争が存在しないことから、法人印影が公開されても競争上の地位や利益が害されることはありません。例えば、実習先施設が「別府市の社会福祉法人栄光園」であり、これは県内で唯一の乳児院であるため、他法人との競争が存在しません。このような状況では、法人の印影を公にすることによって他社に対して競争優位性を失うリスクは皆無です。法人が担う役割が独占的であり、顧客や取引先がほかの選択肢を持たないため、印影の不正利用や公開による経済的損失や取引先の流出といった問題が生じる可能性はないと言えます。したがって、市場競争の不在という観点からも、法人印影を公開することに対する懸念は存在しません。

2. 「おそれ」の基準に関する法律上の解釈

条例第7条第2号イが定める「おそれ」は、単なる可能性の主張では足りず、合理的で具体的な根拠に基づくものである必要がある。しかし、提示された理由は抽象的で、具体的な事例や証拠が欠如している。このような主張は「おそれ」としての要件を満たさない。

(3) 条例第7条第5号該当性について

「本件対象公文書の資料および議事録には、県が里親申請者を調査した結果を総合した評価や、各委員の里親の登録可否についての見解、里親制度の運用にあたっての委員及び県の意見や考え方について記載されている。これらの情

報を公開することで、第三者が委員や県の考え方に合致するように実態とはかけ離れた情報等を偽って申請したり、発言した委員や職員に対し不当な圧力等がかかり活発な意見が出にくくなるおそれがある。このことは事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。

以上のことから、今回非公開とした情報は、条例第7条第5号に規定する非公開情報に該当するものと判断する。」の主張について疑義を呈する。

諸官庁である「こども家庭庁」は、大分県だけでなく「社会的養育の推進に向けて」広く情報提供を行っている。「里親等委託の推進について」は、大分県にも取組を促している。「都道府県等における里親等委託推進に向けた個別項目ごとの取組事例」として、大分県における里親等委託推進に向けた取組が揭示されている。

「里親等委託の推進について」の資料中では、里親等委託の推進に向けた具体的な改善方策等について、国からも里親等委託の推進のため、「里親等委託率について、原則、国が策定要領に掲げる目標（乳幼児 75%以上、学童期以降 50%以上）と同等の水準の数値目標を定めることを求める。」「国の目標を超えた数値目標を求め、次期計画周期までの全都道府県・指定都市・児童相談所設置市における里親等委託率目標達成を確実に遂行する。」とされている。

里親等委託を進める上での主な課題として、「登録里親確保の問題・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。」と一番に認知度が、低いことが記載されている。里親制度の運用を世間一般に、広報活動すべきところであるのに、「これらの情報を公開することで、第三者が委員や県の考え方に合致するように実態とはかけ離れた情報等を偽って申請したり、発言した委員に対し不当な圧力等がかかり活発な意見が出にくくなるおそれがある。このことは事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものといえる。」と里親制度について、支援課や児相が行う調査の手間を惜しむことや、審議会の内容について、追及されないように保身が走る姿勢に問題があると言える。

里親制度の運営について

「第4. 里親の登録又は認定等」第1項. 里親登録又は認定等の共通事項、(3)(4)より、「児童相談所長は、申請書の提出があった場合には、児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申請書に添付して、都道府県知事に送付すること。」

「市町村に犯罪歴を証明する書類の提出を依頼すること等により適宜確認すること。」と、審議会へ里親登録申請するにあたり、児相は里親の家庭訪問・調査を実施したのち、その結果を基に審議会で審査を行うこととしている。「第三者が委員や県の考え方に合致するように実態とはかけ離れた情報等を偽って申請したり」と虚偽申請をすることは問題であるが、児相が適正な調査を行えば回避できる問題であって、申請内容を調査する手間を惜しんで良いという事ではない。手間を惜しんだ結果が、虐待事案や養育費の使い込み等による不祥事件に至る結果だと推測される。

また、本県審議会会議録の p4 に記載されている中野課長の発言にもあるように、「養子縁組里親の場合、特別養子縁組が成立した後は児相が追えていないので1歳過ぎ以降からはどうなっているのかわからない状況です。」という実態が示されている。裁判所で特別養子縁組成立の審判が終了した時点（養子が1歳頃）で、児相の関与が途絶え、その後の調査や対応を行わない姿勢が明らかになっている。制度がこども達のためであると表面上主張しつつも、特別養子縁組の審判までが業務であり、業務外になればこども達の動向に関心を示さず、後追いの調査などの手間を惜しむ姿勢が見受けられる。さらに、審議会では調査を行っていないことについての理由を説明するのではなく、制度の理念のみを強調し、その問題点を追及されないように弁明している姿勢に問題があるといえる。

審議会は非公開となっており、傍聴することもできない。「何をしているか、外から見えない」という状況は不正にもつながりやすく、信頼失墜に直結するような重大なミスも、見逃されやすくなる。「第2 本件対象公文書の意義、性格について」で触れたように、不適切な事案を児相が押通して採択されても、審議したと言えれば罷り通る状況である。守るべきものは社会的養護を受ける、こども達である。制度運用にあたり、こども達や家庭養育を行う里親に対して、制度を正しく知る権利を確保すべきである。

こども家庭庁が掲げる里親等委託推進の方針に沿って、大分県も取り組みを行っているものの、情報の非公開や透明性の欠如が制度運用の矛盾を生じさせている。里親制度の正確な運用には、正しい情報を広く提供し、こども達や里親の知る権利を確保することが不可欠であり、表面的な取り繕いではなく、制度の信頼性を高めるためにも情報公開が必須である。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和5年度第4回の大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の次第、里親の認定等についての審議内容を記録した議事録及びその添付資料である。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性について

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として定めている。

(2) 各記載内容の条例第7条第1号該当性について

実施機関は、本件対象公文書の資料及び議事録には、里親登録を希望する申請者及び申請者親族の氏名、生年月日、職歴、健康状態、所得、印影、性別に関する記載や、診断書の添付があり、これらの情報は個人に関する情報であると主張している。

また、住所、電話番号、居住市町村名、住居周辺にある教育施設名・距離、住居の間取り図、部屋数に関する記載があり、これらの情報はそれ自体として特定の個人を識別しうる情報ではないが、組み合わせることで個人を識別することが十分可能と考えられること、また、里親養育を志望するに至った理由や背景、養育に対する考え方に関する記載があり、これらは個人の思想や背景にある家庭事情や健康事情を想起させるものであるため、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると主張している。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件対象公文書のうち議事録の非公開部分には、里親登録又は里親辞退しようとする者やNPO法人の担当者の個人名、里親登録又は里親辞退しようとする者が居住する市町村名、会議録署名委員の自書による署名及び個人印の印影が記載されていることが認められた。

また、本件対象公文書のうち資料の非公開部分には、里親登録又は里親辞退しようとする者の個人名、年齢、住所、職業、生年月日、経歴、健康状況、特定の個人に対する人柄・人望に関する記載、特定の個人に対する養育・教育に対する関心・理解に関する記載、養子縁組に関する希望、個人の経済状況、個人の就学状況、個人の住宅の位置、親族の続柄、健康状態、居住地、職業、世帯状況、里親登録に関する考え方、個人印の印影、電話番号、個人の住居の状況、家屋の平面図及び里親辞退の理由が記載されている。

個人名、会議録署名委員の自書による署名及び個人印の印影は、それだけで特定の個人を識別することができるものであり、その他の事項は、それらが公開されると、関係者など一定の者が他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものといえる。

よって、条例第7条第1号に該当する。

(3) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、同号イ又はロに掲げるものについては、同号ただし書に該当する場合を除き非公開情報となることを定め、同号イにおいて、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を掲げている。権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれの判断に際しては、単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が客観的に認められることが必要である。

(4) 各記載内容の条例第7条第2号イ該当性について

実施機関は、本件対象公文書の議事録には、里親認定前実習先として受け入れて評価した施設の法人印影が記載されており、この情報は法人の内部管理情報にあたり、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれがあると主張している。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件対象公文書の非公開部分には、里親認定前実習受入れ評価施設の法人の代表者の印影が記載されていることが認められた。

これらは当該法人の内部管理情報に該当するものであり、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報といえることから、条例第7条第2号イに該当する。

なお、知事印の非公開情報該当性については、知事印が県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であるため、後述する条例第7条第5号の県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであれば非公開情報に該当することになるが、知事印は外部に公開することを前提としているものであるため、条例第7条第5号の非公開情報には該当しない。

(5) 条例第7条第5号について

条例第7条第5号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報として定めている。

(6) 各記載内容の条例第7条第5号該当性について

実施機関は、本件対象公文書の資料及び議事録には、県が里親申請者を調査した結果を総合した評価、各委員の里親の登録可否についての見解、里親制度の運用にあたっての委員及び県の意見や考え方について記載されており、これらの情報を公開することで、第三者が委員や県の考え方に合致するように実態とはかけ離れた情報等を偽って申請したり、発言した委員や職員に対し不当な圧力等がかかり活発な意見が出にくくなるおそれがあると主張している。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件対象公文書の非公開部分には、個別事案や里親制度に対する委員又は県の見解であったり、個別事案に関する具体的な事情や里親制度の運用を検討するに際しての具体的な説明内容が記載されていることが認められた。

本県における審議会等の審議の状況を明らかにすることは、県政における透明性、公正性の向上を図るために重要なものと考えられるが、条例第7条各号に規定する非公開情報に該当する事項が含まれる場合などは、公開の場で審議等を行うことが適当ではない場合もあると考えられる。大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親部会の会議は、その審議内容に個人に関する情報等の条例第7条第1号に規定する個人情報をはじめとする非公開情報が含まれることから非公開としており、非公開の前提によって当該部会において個別具体的な内容に踏み込んだ意見交換が可能となっていた事情が見受けられる。

もし非公開部分が公開された場合、里親登録の申請希望する者が個別事案の具体的な事情が公開されることをおそれて登録申請を躊躇したり、今後の当該部会における審議において、各委員が自身の発言内容によって圧力を受けたり、争いに

巻き込まれることをおそれて職務に消極的になり、率直な意見交換が損なわれるおそれがある。よって、実施機関が主張する懸念は不合理なものとはいえず、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、条例第7条第5号に該当する。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年1月8日	諮 問
令和7年1月31日	事案審議（令和6年度第10回審査会）
令和7年2月26日	事案審議（令和6年度第11回審査会）
令和7年4月23日	事案審議（令和7年度第1回審査会）
令和7年5月28日	答申決定（令和7年度第2回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	R7.3.31 退任
田 中 竜	元大分合同新聞社報道部長	R7.4.1 就任
梶 原 百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	

別表

文書名	記載箇所		非公開理由
令和5年度第4回 大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 議事録	P1	NPO法人 職員名	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P2	養育里親 1組目	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		高治委員 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		副島委員 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		18行目	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		養育里親 2組目	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		23行目	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		松田委員 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		大呂委員 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		後藤主任 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		大呂委員 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		山下主事 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
	P3	大呂委員 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		山下主事 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		7行目	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		12行目	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		養子縁組里親 1組目	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		首藤委員 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		飯田副会長 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		23行目	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		28行目	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		養子縁組里親 2組目	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		松田委員 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		本庄研修生 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		松田委員 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		首藤委員 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
	P4	本庄研修生 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		首藤委員 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		飯田副会長 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		本庄研修生 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

文書名	記載箇所		非公開理由
令和5年度第4回 大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 議事録	P7	中野課長 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号（事務事業情報） 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		松田委員 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号（事務事業情報） 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		19行目	大分県情報公開条例第7条 第1号（個人情報） 個人に関する情報が含まれるため
		24行目	大分県情報公開条例第7条 第1号（個人情報） 個人に関する情報が含まれるため
		親族里親2組目	大分県情報公開条例第7条 第1号（個人情報） 個人に関する情報が含まれるため
		飯田副会長 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号（事務事業情報） 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		甲斐主事 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号（事務事業情報） 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		谷本主幹 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号（事務事業情報） 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
	P8	飯田副会長 発言	大分県情報公開条例第7条 第5号（事務事業情報） 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		13行目	大分県情報公開条例第7条 第1号（個人情報） 個人に関する情報が含まれるため
		18行目	大分県情報公開条例第7条 第1号（個人情報） 個人に関する情報が含まれるため
		里親辞退1組目	大分県情報公開条例第7条 第1号（個人情報） 個人に関する情報が含まれるため
		里親辞退2組目	大分県情報公開条例第7条 第1号（個人情報） 個人に関する情報が含まれるため
	P9	会議録署名委員	大分県情報公開条例第7条 第1号（個人情報） 個人に関する情報が含まれるため
	P9裏面	印影裏写り	大分県情報公開条例第7条 第1号（個人情報） 個人に関する情報が含まれるため

文書名	記載箇所		非公開理由
令和5年度第4回 大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 資料		申請者一覧	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P3	養育里親申請者一覧	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P4	里親申請者家庭調査票	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P5	養育費を目当てにしていないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		児童の労働力利用を主目的にしていないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		家庭の融和状態・家庭の雰囲気はどうか	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		近隣の環境に教育上問題となるようなものはないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		親族に関する事項	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		里親認定の認否に関する児童相談所長の意見	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
	P6	養育里親認定申請書	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P7	養育里親認定申請書 (続き)	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P8	履歴続き	大分県情報公開条例第7条 第2号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P9	家屋の平面図	大分県情報公開条例第7条 第3号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P10	住所・氏名	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		総合評価	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		法人印影	大分県情報公開条例第7条 第2号 (事業活動情報) 当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
	P12	里親申請者家庭調査票	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P13	里子と起居を共にする家族の状況	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		養育費を目当てにしていないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		児童の労働力利用を主目的にしていないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		家庭の融和状態・家庭の雰囲気はどうか	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		近隣の環境に教育上問題となるようなものはないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		親族に関する事項	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		里親認定の認否に関する児童相談所長の意見	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
	P14	養育里親認定申請書	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P15	養育里親認定申請書 (続き)	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P16	家屋の平面図	大分県情報公開条例第7条 第3号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P17	住所・氏名	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		総合評価	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		法人印影	大分県情報公開条例第7条 第2号 (事業活動情報) 当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

文書名	記載箇所		非公開理由
令和5年度第4回 大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 資料	P21	養子縁組里親申請者一覧	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P22	里親申請者家庭調査票	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P23	養育費を当てにしているか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		児童の労働力利用を主目的にしているか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		家庭の融和状態・家庭の雰囲気はどうか	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		近隣の環境に教育上問題となるようなものはないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		親族に関する事項	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		里親認定の認否に関する児童相談所長の意見	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
	P24	養育里親認定申請書	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P25	養育里親認定申請書(続き)	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P26	履歴続き	大分県情報公開条例第7条 第2号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P27	家屋の平面図	大分県情報公開条例第7条 第3号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P28	住所・氏名	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		総合評価	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		法人印影	大分県情報公開条例第7条 第2号 (事業活動情報) 当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
	P30	里親申請者家庭調査票	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P31	養育費を当てにしているか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		児童の労働力利用を主目的にしているか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		家庭の融和状態・家庭の雰囲気はどうか	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		近隣の環境に教育上問題となるようなものはないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		親族に関する事項	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		里親認定の認否に関する児童相談所長の意見	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
	P32	養育里親認定申請書	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P33	養育里親認定申請書(続き)	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P34	家屋の平面図	大分県情報公開条例第7条 第3号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P35	住所・氏名	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		総合評価	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		法人印影	大分県情報公開条例第7条 第2号 (事業活動情報) 当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
	P36	里親申請者家庭調査票	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P37	養育費を当てにしているか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため

文書名	記載箇所		非公開理由
令和5年度第4回 大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 資料	P37	児童の労働力利用を主目的にしてい ないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		家庭の融和状態・家庭の雰囲気はどうか	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		近隣の環境に教育上問題となるようなも のではないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		親族に関する事項	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		里親認定の認否に関する児童相談所長の 意見	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
	P38	養育里親認定申請書	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P39	養育里親認定申請書 (続き)	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P40	履歴続き	大分県情報公開条例第7条 第2号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P41	家屋の平面図	大分県情報公開条例第7条 第3号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P42	住所・氏名	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		総合評価	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
	P43	診断書	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P44	里親申請者家庭調査票	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P45	養育費を目当てにしてい ないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		児童の労働力利用を主目的にしてい ないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		家庭の融和状態・家庭の雰囲気はどうか	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		近隣の環境に教育上問題となるようなも のではないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		親族に関する事項	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		里親認定の認否に関する児童相談所長の 意見	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
	P46	養育里親認定申請書	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P47	養育里親認定申請書 (続き)	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P48	履歴続き	大分県情報公開条例第7条 第2号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P49	履歴続き (続き)	大分県情報公開条例第7条 第2号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P50	家屋の平面図	大分県情報公開条例第7条 第3号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P51	住所・氏名	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		総合評価	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		法人印影	大分県情報公開条例第7条 第2号 (事業活動情報) 当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
	P55	親族里親申請者一覧	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P56	里親申請者家庭調査票	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P57	里子と起居を共にする家族の状況	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため

文書名	記載箇所		非公開理由
令和5年度第4回 大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 資料	P57	養育費を当てにしていないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		児童の労働力利用を主目的にしていないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		家庭の融和状態・家庭の雰囲気はどうか	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		近隣の環境に教育上問題となるようなものはないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		親族に関する事項	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		里親認定の可否に関する児童相談所長の意見	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
	P58	養育里親認定申請書	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P59	養育里親認定申請書 (続き)	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P60	家屋の平面図	大分県情報公開条例第7条 第3号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P61	住所・氏名	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		総合評価	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		法人印影	大分県情報公開条例第7条 第2号 (事業活動情報) 当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
	P62	里親申請者家庭調査票	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P63	里子と起居を共にする家族の状況	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		養育費を当てにしていないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		児童の労働力利用を主目的にしていないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		家庭の融和状態・家庭の雰囲気はどうか	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		近隣の環境に教育上問題となるようなものはないか	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		親族に関する事項	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		里親認定の可否に関する児童相談所長の意見	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
	P64	養育里親認定申請書	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P65	養育里親認定申請書 (続き)	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P66	家屋の平面図	大分県情報公開条例第7条 第3号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P67	住所・氏名	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
		総合評価	大分県情報公開条例第7条 第5号 (事務事業情報) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		法人印影	大分県情報公開条例第7条 第2号 (事業活動情報) 当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
	P71	辞退者一覧	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P72	前ページ記載事項裏書き	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P73	里親辞退届	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため
	P74	前ページ記載事項裏書き	大分県情報公開条例第7条 第1号 (個人情報) 個人に関する情報が含まれるため

文書名	記載箇所		非公開理由
令和5年度第4回 大分県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 資料	P74	大分県中央児童相談所長意見	大分県情報公開条例第7条 第5号（事務事業情報） 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
	P75	里親辞退届	大分県情報公開条例第7条 第1号（個人情報） 個人に関する情報が含まれるため
	P76	前ページ記載事項裏書き	大分県情報公開条例第7条 第1号（個人情報） 個人に関する情報が含まれるため
	P78～ 83	登録更新者一覧	大分県情報公開条例第7条 第1号（個人情報） 個人に関する情報が含まれるため
	P84	登録更新を行わなかった者一覧	大分県情報公開条例第7条 第1号（個人情報） 個人に関する情報が含まれるため